平成２１年（フ）第１９２６号
福岡市中央区桜坂２丁目１番２―402号
債務者　山本　修一
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９３２号
福岡市早良区西新５丁目８番８―504号
債務者　渡部　盛之
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９４３号
福岡市東区唐原５丁目４番２―203号
債務者　小山　秀男
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９４４号
福岡市東区唐原５丁目４番２―203号
債務者　小山　美雪
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９４６号
福岡県筑紫野市大字上古賀２の１三友コーポＢ―302号
債務者　山本　孝志
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９５２号
福岡県大野城市白木原２丁目６―21エスペランス白木原301号
債務者　市原明日香
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９５６号
福岡県福津市花見の里１丁目６番１号
債務者　武藤ノリ子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９６５号
福岡市博多区美野島３丁目５番19―703号
債務者　弥永　文延
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９７２号
福岡県太宰府市三条１丁目４番１号養護老人ホーム双葉内
債務者　通山　信夫
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９７４号
福岡市西区西の丘２丁目３番１―509号
債務者　石井　久之
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９８６号
福岡市東区多々良１丁目21番26号
債務者　平嶋　敏樹
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９９６号
福岡県筑紫野市二日市北２丁目８番１―203号
債務者　畑中真由美
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９９８号
福岡市早良区有田団地７番507号
債務者　前田千加子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９９９号
福岡市早良区原団地11番404号
債務者　藤木　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０１３号
福岡県糟屋郡宇美町とびたけ２丁目６番104号
債務者　汐見富士子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０２２号
福岡市中央区今川１丁目２番36―103号
債務者　吉牟田利一
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５４０号
大分県別府市石垣西10丁目１番６―204号岡本ビル
債務者　杉田まさ子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５８号
鹿児島県薩摩川内市宮里町1630番地25
債務者　村上　明子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係